

春日井市配食サービス利用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自ら調理、栄養管理等を行うことが困難なひとり暮らし高齢者等が、安否確認を兼ねた配食サービスを利用する際に必要とする経費の一部を予算の範囲内において市が助成又は春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日施行）第3条第1号ウに規定する第1号生活支援事業として給付することにより、健康の増進と自立した食生活を支援し、高齢者等の健康保持と生活の質を確保することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、市内に居住し、食事の準備、調理、栄養管理等が困難な者であって、安否確認を要する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしで、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定若しくは同条第2項に規定する要支援認定を受けた者（以下「要介護等認定者」という。）又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に規定する者（以下「事業対象者」という。）
- (2) おおむね65歳以上で、要介護等認定者又は事業対象者のみで構成される世帯に属する者
- (3) おおむね65歳以上で、要介護等認定者又は事業対象者及び重度の身体障害者、知的障害者又は精神障害者（次号において「重度心身障害者」という。）のみで構成される世帯に属する者
- (4) 重度心身障害者のみで構成される世帯に属する者
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者

(助成の対象となる配食サービス)

第3条 助成の対象となる配食サービスは、第10条の規定により市に登録した

事業者等（以下「登録配食事業者」という。）が行う配食サービスのうち、次のいずれにも該当するものとする。ただし、日曜日及び土曜日に配食されるものを除く。

- (1) 対象者からの利用申込に基づき、定期的に居宅を訪問して栄養バランスのとれた昼食又は夕食を配食するもの。
- (2) 配食に当たり、食事を対象者に手渡しすること等により当該対象者の安否を確認し、健康状態等に異常があった場合は、速やかに関係機関に連絡することができるもの。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、登録配食事業者が実施する配食サービス1食当たり300円とし、1週間につき5食かつ1日につき1食を限度とする。

（交付の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、配食サービス利用助成申請書（第1号様式）に利用申込書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、次に掲げるものに限り、対象者に代わり行うことができる。

- (1) 介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者
- (2) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
- (3) 親族その他平素から対象者の身の回りの世話をしている者で市長が特に認めたもの

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、配食サービス利用助成決定通知書（第2号様式）又は配食サービス利用助成却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（届出）

第7条 前条の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に届け出なければならない。

- (1) 第2条の対象者に該当しなくなったとき。

- (2) 事業の利用を辞退するとき。
- (3) 事業の利用を停止するとき。
- (4) 居住地又は氏名を変更したとき。

(利用の取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消すことができる。

- (1) 前条第1号及び第2号の規定に該当するとき。
- (2) 虚偽の申込その他不正な手続きにより利用の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に定める場合のほか、市長が利用を不適切と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の決定を取り消したときは、配食サービス利用助成決定取消通知書（第4号様式）により利用者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第9条 利用者は、助成金の請求及び受領について、登録配食事業者にその権限を委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた登録配食事業者が助成金の交付を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 配食サービス利用助成確認書（第5号様式）
- (2) 配食サービス利用実績報告書兼助成金交付申請書（第6号様式）

3 前項の請求書及び添付書類は、配食をした月の翌月10日までに提出しなければならない。ただし、利用者の入院その他の理由により同日までに提出することができないと市長が認める場合は、この限りでない。

4 第2項の申請があったときは、当該内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、配食サービス利用助成金交付決定通知書（第6号様式の2）又は配食サービス利用助成金交付却下通知書（第6号様式の3）により、登録配食事業者に通知するものとする。

(事業者の登録)

第10条 登録配食事業者として登録を受けようとする事業者は、配食サービス事業者登録申請書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に規定する営業の許可を受けたことを証する書類の写し
- (2) 営業施設の食品衛生責任者の資格を証する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、別表に定める基準により、速やかに登録の可否を決定し、配食サービス事業者登録決定通知書(第8号様式)又は配食サービス事業者登録却下通知書(第9号様式)により、同項の申請者に通知するものとする。

3 登録の有効期間は、登録日より6年とする。

(登録変更等の届出)

第11条 登録配食事業者が登録の内容を変更したときは、配食サービス事業者登録内容変更届出書(第10号様式)により市長に届け出なければならない。

2 登録配食事業者が事業を中止し、又は廃止したときは、配食サービス中止・廃止届(第11号様式)により市長に届け出なければならない。

(調査)

第12条 市長は、助成の対象者に対して、助成の決定のために必要な事項について調査することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、登録配食事業者若しくはその事業所の従業者又はこれらの者であったものに対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求めることができる。

(登録の取消)

第13条 市長は、登録配食事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- (2) 配食サービス利用助成金の請求について不正があったとき。
- (3) 別表に定める基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、登録配食事業者として著しく不適切な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、配食サービス事業者登録消通通知書（第12号様式）により当該取消しを受けた事業者に対し、通知するものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4項の規定は、平成22年12月10日から施行する。

（春日井市「食」の自立支援事業実施要綱の廃止）

2 春日井市「食」の自立支援事業実施要綱（平成7年6月13日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際、現に廃止前の春日井市「食」の自立支援事業実施要綱の規定に基づき「食」の自立支援事業の利用の決定を受けている者は、第6条の規定に基づき事業の利用の決定を受けた者とみなす。

4 第10条の規定による登録配食事業者の登録の手續等の行為については、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月27日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市配食サービス利用助成金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市配食サービス利用助成金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市配食サービス利用助成金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市配食サービス利用助成金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市配食サービス利用助成金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市配食サービス利用助成金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。